

新潟市制度融資貸付要綱の取扱いに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、商業振興課が所管する制度融資貸付金（以下、「各貸付金」という）の取扱いに関して、各要綱等に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象となる制度融資)

第2条 この要領の対象とする各貸付金は、別表第1に定めるものとする。

(貸付対象者について)

第3条 中小企業特別融資における対象者について、「原則として1年以上継続して同一事業を営む者」とあるものについては、取扱金融機関の判断により、継続して同一事業を営む期間を6か月以上まで短縮することができるものとする。

(資金使途について)

第4条 資金使途については、当該資金が市内事業所において実施する事業のために使用されるものでなければならない。

(市税を完納していることの確認について)

第5条 各貸付金の申込時に提出する納税証明書（市制度用）について、申込時点で新潟市外に居住している等の理由により新潟市の納税証明書が発行されない場合は、申込者が居住する市町村から発行される納税証明書を提出するものとする。

2 法人であって、法人設立後間もないことにより新潟市の納税証明書が発行されない場合は、法人代表者の納税証明書を提出するものとする。

(返済方法について)

第6条 各貸付金の返済方法について、「原則として月賦」とあるものについては、据置期間の範囲内において、一括返済ができるものとする。

(条件変更について)

第7条 返済条件の変更（以下、「条件変更」という）は、金融機関及び信用保証協会が適当と認める場合に、次の各号に掲げるところにより行うことができる。

- (1) 条件変更を行うことができるものは、原則として、元金返済猶予、元金返済軽減、融資期間延長、据置期間延長、一部繰上返済とする。
 - (2) 元金返済猶予を行う場合は、猶予期間は1度の条件変更の申請につき原則として12か月以内とする。
 - (3) 融資期間延長に関して、地方産業育成資金については、要綱で定める期間の範囲内でのみ変更を行うことができるものとする。
- 2 条件変更を行った金融機関は、別記様式第1号による条件変更実施報告書に条件変更に係る意見書を添えて、市長に提出するものとする。

(利子補給について)

第8条 あんしん未来資金、中小企業開業資金において実施している利子補給の取扱いについては、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

新事業展開資金、あんしん未来資金、地方産業育成資金、一般融資、一般融資（障がい者雇用推進枠）、無担保無保証人融資、小規模企業振興資金、小規模企業振興資金（障がい者雇用推進枠）、経営支援特別融資、中小企業資金繰り円滑化借換融資、中小企業開業資金、工場等新增設資金、設備近代化資金、省力化・省エネ化資金、中小企業振興資金、商店街等活性化対策資金
--

年 月 日

（宛先）新潟市長

取扱金融機関名

（担当者： ）

新潟市制度融資 条件変更実施報告書

新潟市制度融資について下記のとおり条件変更を行いましたので、意見書を添えて報告します。

記

融 資 内 容	住 所 (所在地)			
	商 号 (法人名)			
	氏 名 (代表者名)			
	制 度 名			
	貸 付 金 額	千円	融 資 残 高	円
	貸 付 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (うち据置 か月)		
変 更 内 容	変 更 内 容 (いずれか選択)	☐ 元金返済猶予 ☐ 元金返済軽減 ☐ 融資期間延長 ☐ 据置期間延長 ☐ 一部繰上返済 ☐ その他()		
	変 更 後 の 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (うち据置 か月)		
	返 済 方 法			
	備 考			

注1 取扱金融機関の意見書を添付して報告してください。

注2 地方産業育成資金は、要綱上の融資期間を超える変更はできません。